

第4章 目標を達成するための施策

4-1 重点的に取り組む事項

施策の展開にあたっては、計画策定から概ね5年間において、特に以下の事項について重点的に取り組みます。

【さらなるごみ減量・資源化に向けた事項】

(1) 分別の徹底に向けた広報・啓発の強化

燃やすごみに含まれる資源化可能なプラスチック製容器包装類、紙類及び布類の分別排出を促進するため、分別の徹底に向けた広報・啓発を強化します。

<関連施策>

4-4 循環的利用プラン (1) 分別の徹底に向けた広報・啓発の強化

4-7 市民参加・情報共有プラン

(1) ごみ処理行政への市民参加・3Rに関する環境学習の促進

② じゅんかんパートナー制度の活用 ④ 3Rに関する環境学習の推進

(2) ごみ処理に関する情報共有の推進

(2) 食品ロスの削減

食べ残し等の食品ロスの削減、水切りや堆肥化の促進など、家庭で出来る生ごみの減量対策を進めます。

<関連施策>

4-3 発生抑制・排出抑制プラン (2) 生ごみの減量 ① 食品ロスの削減

(3) プラスチックごみの削減

環境負荷を低減するため、プラスチックごみの削減に向けた取り組みを推進します。

<関連施策>

4-3 発生抑制・排出抑制プラン

(1) ライフスタイルの変革によるごみ減量 ② 環境にやさしい消費行動の促進

4-4 循環的利用プラン

(2) 資源回収の拡大 ② 新たな資源化品目の検討・実施

(4) リユースの促進

リユース文化の普及・啓発やリユースショップの活用により、リサイクルよりも取り組みの優先順位の高いリユースの促進を図ります。

<関連施策>

4-3 発生抑制・排出抑制プラン (3) リユースの促進

(5) 経済的手法の活用

ごみ処理に対する意識改革を図り、ごみの減量と分別を促進するとともに、ごみの排出量に応じた負担の公平性を高めていくため、家庭ごみ有料化制度導入の検討を継続していきます。

<関連施策>

4-3 発生抑制・排出抑制プラン

(5) 経済的手法の活用 ① 家庭ごみ有料化制度の導入の推進

(6) 事業系ごみの減量・資源化対策

事業系ごみの減量・資源化対策を進めます。

<関連施策>

4-3 発生抑制・排出抑制プラン

(4) 事業系ごみの減量 ① 排出事業者への広報・啓発

4-4 循環的利用プラン

(3) 事業系ごみの資源化 ② 小規模事業所における分別・資源化の誘導・支援

(7) 新たな資源化品目の検討（バイオマスの利活用の促進等）

さらなる資源化の促進に向けて、新たな分別・資源化品目を検討します。

<関連施策>

4-4 循環的利用プラン

(2) 資源回収の拡大 ② 新たな資源化品目の検討・実施

【その他重点的に取り組む事項】

(8) 高齢者等世帯ごみ出し支援

高齢化社会等に伴い、ごみ出しが困難な世帯が増加していることから、高齢者等世帯へのごみ出し支援体制を強化します。

<関連施策>

4-5 収集運搬プラン

(1) 家庭ごみの分別収集体制の見直し ③ 高齢化等に対応した収集サービスの検討

(9) エネルギーの地産地消

これまで利用先が特定されていなかった廃棄物発電等、地域内で発生した再生可能エネルギーについて、地域内での有効活用を図ります。

<関連施策>

4-4 循環的利用プラン

(5) 熱回収と余熱利用の推進 ① ごみ焼却時の熱エネルギーの有効活用

(10) 不適正排出・不法投棄対策の強化

ごみ減量・資源化及び適正処理を協働で進めていくための前提となる、排出者の役割・責任の徹底を図るため、基本的な排出ルールに違反したごみへの対策を強化します。

<関連施策>

4-5 収集運搬プラン

(2) 不適正排出対策の強化

(4) 不法投棄の防止と環境美化の推進 ① 不法投棄の防止

(11) 効率的な収集体制の推進

社会情勢の変化等に適切に対応しつつ、ごみの減量・資源化の促進を図るとともに、ごみの排出量等を考慮した効率的な収集体制を推進します。

<関連施策>

4-5 収集運搬プラン

(1) 家庭ごみの分別収集体制の見直し ① 効率的なごみ収集体制の検討

(12) クリーンセンターの建替え

将来に向けて安定したごみ処理体制を確保するため、稼働後約30年が経過するクリーンセンターの建替えを進めます。

<関連施策>

4-6 適正処分プラン

(1) ごみ処理施設の検討・整備 ① 安定したごみ処理体制の確保

(13) 災害時におけるごみ処理体制の強化

市川市災害廃棄物処理計画の実行性を向上させ、災害時におけるごみ処理体制を強化します。

<関連施策>

4-6 適正処分プラン

(4) 緊急時におけるごみ処理体制の整備

4-2 施策の体系

■発生抑制・排出抑制プラン

- (1) ライフスタイルの変革によるごみ減量
 - ライフスタイルの変革のきっかけとなる運動の展開
 - 環境にやさしい消費行動の促進
 - ごみ減量化・資源化協力店制度の活用
- (2) 生ごみの減量
 - 食品ロスの削減
 - 生ごみの水切りの促進
 - 生ごみの堆肥化・減容化の促進
- (3) リユースの促進
 - リユース文化の普及・啓発
 - リユースショップ等の活用促進
- (4) 事業系ごみの減量
 - 排出事業者への広報・啓発
 - 市役所における率先行動
- (5) 経済的手法の活用
 - 家庭ごみ有料化制度の導入の推進
 - ごみ処理手数料の見直し

■循環的利用プラン

- (1) 分別の徹底に向けた広報・啓発の強化
 - 市民の意見を反映した分かりやすい広報の充実
 - 地域における顔の見える啓発活動の推進
 - 転入者への分別方法の周知
- (2) 資源回収の拡大
 - 小型家電リサイクルの推進
 - 新たな資源化品目の検討・実施
 - 集団資源回収の促進
 - 市民が利用しやすい資源回収拠点づくり
- (3) 事業系ごみの資源化
 - 排出事業者への広報・啓発
 - 食品リサイクルの促進
 - 小規模事業所における分別・資源化の誘導・支援
 - クリーンセンターの受け入れ基準の見直し
- (4) 製造・販売事業者による再資源化
 - 拡大生産者責任に基づく取り組みの促進
 - 販売店による資源回収の促進
- (5) 熱回収と余熱利用の推進
 - ごみ焼却時の熱エネルギーの有効活用
 - 余熱利用施設の運営

■収集運搬プラン

- (1) 家庭ごみの分別収集体制の見直し
 - 効率的なごみ収集体制の検討
 - 戸別収集方式の導入検討
 - 高齢化社会等に対応した収集サービスの検討
 - 指定袋制の継続実施
 - 収集運搬車両の低公害化
- (2) 不適正排出対策の強化
 - 未然防止対策の強化
 - ルール違反ごみへの対応の厳格化
 - 戸別収集方式の導入検討〈再掲〉
- (3) 排出者責任に基づく事業系ごみの収集運搬体制の確立
 - 排出者責任による事業系ごみの収集運搬
 - 事業系ごみの適正排出の確保
 - クリーンセンターにおける搬入物検査等の強化
- (4) 不法投棄の防止と環境美化の推進
 - 不法投棄の防止
 - 環境美化の推進

■適正処分プラン

- (1) ごみ処理施設の検討・整備
 - 安定したごみ処理体制の確保
 - 将来的な資源化体制の検討
- (2) 中間処理施設の管理・運営
 - クリーンセンターの適切な管理・運営
 - クリーンセンターへの直接搬入の適正化
 - 民間事業者を活用した資源物の中間処理
- (3) 最終処分体制の整備
 - 焼却灰の再資源化の推進
 - 焼却灰等の最終処分先の確保
- (4) 緊急時におけるごみ処理体制の整備
 - 災害時におけるごみ処理体制の強化
 - 緊急時の処理体制確保のための近隣市等との連携
- (5) 処理困難物・有害廃棄物対策
 - 処理困難物・有害廃棄物への対応
 - 在宅医療廃棄物の適正処理の推進
- (6) 広域連携・新技術の調査研究
 - 近隣都市等との広域連携
 - 新技術の調査研究

■市民参加・情報共有プラン

- (1) ごみ処理行政への市民参加・3Rに関する環境学習の推進
 - 市の施策検討、具体化、評価等への市民参加の推進
 - じゅんかんパートナー制度の活用
 - 清掃行政協力者表彰制度の充実
 - 3Rに関する環境学習の推進
- (2) ごみ処理に関する情報共有の推進
 - 広報紙・ホームページ等による情報発信
 - 出前説明会の開催
 - じゅんかん白書の発行
 - ごみ分別ガイドブックの配布
 - 転入者・自治会未加入世帯・外国人への情報の周知

4-3 発生抑制・排出抑制プラン

(1) ライフスタイルの変革によるごみ減量

① ライフスタイルの変革のきっかけとなる運動の展開

市民が環境にやさしい行動を実践するきっかけづくりを進めるため、3R（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）に関するイベントの開催やキャンペーンの実施のほか、学校や地域における環境学習の機会の確保を図り、市民のライフスタイルの変革につなげていく運動の展開を図ります。

② 環境にやさしい消費行動の促進

近年、海洋汚染や地球温暖化等の環境問題に関連して、プラスチックごみ(特にワンウェイプラスチック)削減への取り組みが強く求められるようになり、令和2年(2020年)7月からは全国一斉にレジ袋有料化が開始されました。これを契機として、マイバッグやマイボトル・マイカップの利用を促進し、レジ袋やペットボトルなどの削減を図ります。

また、近年感染が拡大している新型コロナウイルスの影響で市民の生活様式が変化したこと等を要因に、令和元年度・2年度は家庭から出されるごみの量が増加しました。今後も『過剰包装を断り、包装の無いものや簡易包装のものを選ぶ』『使い捨て商品ではなく長く繰り返し使える商品を選ぶ』など、商品やサービスを購入する場合には、できる限りごみの発生・排出につながらないものを優先的に選択する、環境にやさしい消費行動への転換を促進していきます。

③ ごみ減量化・資源化協力店制度の活用

ライフスタイルの変革を進めていく上で、消費者である市民と商品やサービスの販売を通じて最も密接な関わりを持つ販売店は重要な役割を担っていることから、レジ袋の削減をはじめとするごみの発生抑制・排出抑制の取り組みを進める際には、ごみ減量化・資源化協力店制度の活用を図り、市民、販売店、市の三者が連携したシステムを構築することで、ごみの発生抑制・排出抑制を図ります。

また、販売店の協力や成果の内容に応じて、優良な販売店を認定、表彰し、公表する仕組みの導入など、制度の見直し、充実を図ります。

(2) 生ごみの減量

① 食品ロスの削減

生ごみの中には、食べ残しの他、賞味期限切れや調理時の過剰な除去により、本来食べられるのに廃棄されてしまった「食品ロス」が多く含まれています。

そこで、家庭においては、計画的に食材を購入し、使いきり、食べきるように、また、外食時においても食べ残しを減らすよう市民や事業者への啓発を強化します。あわせて、いただきものなどで計画的に消費することが難しい食品や食材などを必要な方へと譲る仕組み（フードドライブ・フードバンク）の活用を促し、食品や食材の廃棄を抑制していきます。

② 生ごみの水切りの促進

生ごみの重量の約 8 割を占める水分を減らすことで、ごみの重量の削減に加えて、腐敗・悪臭の抑制、ごみ収集車の燃費向上、ごみ焼却時の燃焼効率の向上などの効果も期待できることから、水切りの効果や具体的な方法の広報等を通じて、各家庭や事業所における生ごみの水切り運動を促進します。

③ 生ごみの堆肥化・減容化の促進

家庭でできる生ごみの堆肥化・減容化に関する講習会の開催や、コンポスト容器の購入費用への補助制度等を通じて、各家庭や事業所における生ごみの堆肥化・減容化を促進します。

なお、補助制度の対象機器等については、市民の使い勝手や耐久性等を勘案し、必要に応じて見直しを図ります。

(3) リユースの促進

① リユース文化の普及・啓発

市民のリユースに対する関心を高めていくため、リユース行動につながる情報の発信の他、公共施設等を活用した不用品の展示・交換やフリーマーケットの開催などの市民同士が不用品を交換できる場の提供等を通じて、使用可能なものを人から人へとつないで有効活用していくリユース文化の普及・啓発を進めます。

また、近年拡大しているフリーマーケットアプリ等のインターネット市場の活用についても普及・啓発を行います。

② リユースショップ等の活用促進

民間のリユース市場が拡大していることを踏まえて、優良なリユースショップの情報を市民に提供することなどを通じて、リユースショップの活用の促進を図ります。

併せて、リース・レンタルサービスやリペア（修理）サービスの活用についても促進していきます。

(4) 事業系ごみの減量

① 排出事業者への広報・啓発

事業系ごみの減量を進めるためには、排出事業者への広報・啓発により排出事業者の意識向上を図る必要があります。

そのため、一般廃棄物収集運搬許可業者や資源回収業者と連携し、減量に関する情報を分かりやすく周知していきます。

② 市役所における率先行動

市は、ごみ処理行政を進める立場にあると同時に、排出事業者として自らごみの減量・資源化に努めなければならない立場にもあり、他の排出事業者の模範となるように率先して行動することが求められます。

そこで、環境マネジメントシステムの取り組みと連携して、ごみの減量・資源化の取り組みを積極的に実践していきます。

(5) 経済的手法の活用

① 家庭ごみ有料化制度の導入の推進

家庭ごみの有料化は、ごみ処理に対する意識の改革につながり、ごみ減量と分別を促進し、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を高めていく上で有効な手段であることから、燃やすごみ等を対象にした制度の導入を進めます。

なお、導入は社会情勢等を勘案し適切な時期を見定めることとし、制度導入にあたっては、制度の内容に加えて、本市におけるごみ減量や家庭ごみ有料化の必要性を市民に分かりやすく説明していきます。

② ごみ処理手数料の見直し

クリーンセンターへの搬入手数料については、排出事業者責任の徹底を図るとともに、排出事業者の自己管理によるごみの減量・資源化を誘導する観点から、適宜、見直しを行います。

また、大型ごみを収集する際の手数料についても、適宜、見直しを行い、負担水準の適正化を図ります。

表4-1 発生抑制・排出抑制プランにおける市民・事業者・市の主な取組内容

主体	主な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発イベント、キャンペーン、環境学習等への参加 ○マイバッグの持参・使用、レジ袋・過剰包装の受け取りの辞退 ○配布チラシ、ダイレクトメール等の受け取り辞退 ○使い捨て商品の使用抑制と長寿命及びリサイクルの容易な商品の選択 ○マイ箸、マイボトル、マイカップ、マイ容器等の持参・使用 ○リペア（修理）サービス、リース・レンタルサービスの活用 ○計画的な食材購入と使いきり、食べ残しの削減、フードドライブへの協力 ○生ごみの水切り、生ごみ堆肥化容器の活用 ○リユースショップ、フリーマーケットの活用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発イベント、キャンペーン、環境学習等への協力 ○レジ袋の無料配布の中止 ○簡易包装、リユース可能な容器による商品提供 ○配布チラシ、ダイレクトメールの削減 ○生産・流通・販売の各段階における使い捨て商品の取り扱いの抑制 ○環境配慮型の商品の開発、提供 ○量り売りサービスの提供 ○リペア（修理）サービスの提供 ○外食時の食べ残し削減の呼びかけ、フードドライブへの協力 ○自己管理によるごみの発生・排出抑制、資源化 ○ごみ減量化を進めるシステムづくりへの参加
市	<ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発イベント、キャンペーン、環境学習等の機会の提供 ○使い捨て商品の使用抑制等の呼びかけ ○食べ残し削減の呼びかけ・フードドライブの情報や場の提供 ○生ごみ堆肥化容器の購入費の補助 ○ごみ減量化・資源化協力店制度の活用・充実 ○不用品交換に関する情報や場の提供、仕組みづくり ○リユースショップやフリーマーケットの活用に関する情報提供 ○排出事業者へのごみ減量・資源化の指導及び支援 ○市の施設におけるごみの減量・資源化の推進 ○家庭ごみ有料化制度の導入の推進 ○ごみ処理手数料の見直し ○事業者・市民・市が連携したごみ減量化を進めるシステムづくり

4-4 循環的利用プラン

(1) 分別の徹底に向けた広報・啓発の強化

① 市民の意見を反映した分かりやすい広報の充実

資源とごみを分別排出する上で、プラスチック製容器包装類の対象や汚れの水洗いの必要性、雑がみに混入してはいけない禁忌品など、判断が難しいものがあります。

分別排出を促進するためには、分別排出の主体である市民の視点に立って、分別の基本ルールを周知していくことが重要であることから、分別する際の判断が容易になるよう、ごみ分別アプリや分別方法の説明動画など、分別排出に役立つ分かりやすい広報の充実を図ります。

② 地域における顔の見える啓発活動の推進

自治会や集合住宅等を対象にした出前説明会の開催などを通じて、分別の必要性や分別に関する疑問などについて、地域住民と市職員が直接コミュニケーションを図る機会を確保し、地域における顔の見える啓発活動を推進します。

③ 転入者への分別方法の周知

家庭ごみの分別方法は市町村によって異なります。市外からの転入者へ本市の家庭ごみの分別方法を周知し、正しく排出していただくことが重要であることから、転入者向けの情報周知の方法を工夫・改善し、分別方法に関する情報の周知を図ります。

(2) 資源回収の拡大

① 小型家電リサイクルの推進

使用済み小型家電のうち比較的高品位で小型軽量の品目については、公共施設における拠点回収（ボックス回収）を継続し、広報やイベント回収の実施を通じて市民への周知を図り回収量の拡大を目指すとともに、障がい者就労施設等と連携したリサイクル事業の推進を図ります。

なお、回収対象品目や回収方法については、今後の実績等を踏まえて検証を行い、必要に応じて見直すものとします。

② 新たな資源化品目の検討・実施

資源化の促進にあたっては、家庭ごみの分別の徹底を図るとともに、新たな分別・資源化品目を検討する必要がある、給食などから発生する生ごみをバイオマスとして活用することを検討していきます。

また、同じく燃やすごみとして収集している製品プラスチック（容器包装以外のプラスチック）や、高齢化社会に伴い、増加している紙おむつ等の資源化について検討していきます。

③ 集団資源回収の促進

資源回収への市民の自主的な行動を促進し資源回収量の増加や回収効率の向上を図るため、自治会や学校PTA等の資源回収団体及び資源回収業者への奨励金の交付等を通じて、集団資源回収を促進します。

なお、資源回収団体の対象範囲、回収品目、奨励金の額については、適宜、見直しを行います。

④ 市民が利用しやすい資源回収拠点づくり

公共施設等における拠点回収は、市民の多様な排出機会を確保するとともに、品質の高い資源を回収する上で有効な方法といえます。

そこで、集団資源回収、集積所収集及び拠点回収の役割分担を整理したうえで、回収品目や拠点配置の見直し等を行い、市民が利用しやすい回収拠点づくりを進めます。

(3) 事業系ごみの再資源化

① 排出事業者への広報・啓発

事業系ごみの資源化を進めるためには、排出事業者への広報・啓発により排出事業者の意識向上を図る必要があります。

そのため、一般廃棄物収集運搬許可業者や資源回収業者と連携し、資源化に関する情報を分かりやすく周知していきます。

② 食品リサイクルの促進

食品関連事業者、収集運搬業者及び再生利用事業者との連携を図り、食品廃棄物のリサイクルを促進します。

なお、市の公共施設の食堂や学校給食から排出される食べ残しや調理くず等の食品廃棄物については、一部の施設において業務用生ごみ処理機により処理していますが、より高品質な再資源化への移行と資源化量の拡大を図るため、バイオガス化の可能性について検討します。

③ 小規模事業所における分別・資源化の誘導・支援

小規模な事業所においては、資源物の排出が少量であることなどから、ごみと資源物を分別した場合でも資源物の回収ルートが作りにくく、また、その費用負担も重くなるために、事業所単位での取り組みが進みにくい面があります。

そこで、小規模事業所を対象にした資源物の回収及び再資源化手法を検討・構築し、リサイクル体制の確立を推進します。

④ クリーンセンターの受け入れ基準の見直し

事業系ごみの減量・資源化のために、資源物の搬入規制等、クリーンセンターの受け入れ基準の見直しについて検討を進めます。

(4) 製造・販売事業者による再資源化

① 拡大生産者責任に基づく取り組みの促進

「拡大生産者責任」とは、生産者が製品の生産や使用段階だけでなく、使用済み製品の廃棄やリサイクルの段階まで責任を負うべきでという考え方で、循環型社会形成推進基本法には、事業者の責務として、廃棄物の減量化、適正処理に加えて、製品や容器等が使用済みとなった場合には自ら回収してリサイクルすることなどが規定されています。

循環型社会の構築を目指すにはこの考え方が重要であることから、拡大生産者責任の徹底を図るため、他の地方公共団体等と連携して、製造・流通・販売業者に対して廃棄物の発生抑制、循環的利用の徹底について働きかけを進めるとともに、国に対しても、拡大生産者責任の考え方を重視した法律の制定、改正について要望していきます。

なお、拡大生産者責任の考え方等に基づいて法律又は事業者の自主的な取り組みとして制度化されている各種のリサイクル制度（家電、パソコン、小型二次電池、自動車、オートバイ、携帯電話等）について、市民への周知を図り、制度の円滑な運用を促進します。

② 販売店による資源回収の促進

新聞販売店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等においては、新聞、食品トレイ、紙パック、ペットボトル等の回収を事業者の社会的責任の一環として実施しています。

また、販売店等の事業者は、自らが商品やサービスを提供することによって発生した廃棄物を、拡大生産者責任の考え方の下に、回収・リサイクル等を行う責務があります。

そこで、販売店における使用済み製品の資源物回収の実施を促進します。

(5) 熱回収と余熱利用の推進

① ごみ焼却時の熱エネルギーの有効活用

クリーンセンターにおいては、熱回収施設として、ごみ焼却時に発生した熱エネルギーの回収・発電を行い、施設内及び余熱利用施設における電力及び高温水に有効活用します。

また、これまで余剰電力は小売電気事業者に売却しており、この電力は利用先が特定されていませんでしたが、今後は地域内での有効活用を図っていきます。

② 余熱利用施設の運営

クリーンセンターに隣接する余熱利用施設（クリーンスパ市川）については、PFI方式により民間事業者のノウハウを活用して運営してきました。

令和4年（2022年）8月、15年間のPFI事業期間終了後、施設は本市に無償譲渡され、同10月から指定管理者制度により余熱利用施設の運営を継続しています。

表4-2 循環的利用プランにおける市民・事業者・市の主な取組内容

主体	主な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○資源物の分別排出への協力 ○集団資源回収への参加 ○公共施設等における資源物の拠点回収の利用 ○メーカー等による製品回収、リサイクルへの参加、協力 ○販売店の店頭における資源物回収の利用 ○余熱利用施設（クリーンスパ市川）の利用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○分別・再資源化しやすい商品の提供 ○販売店における資源物の店頭回収、使用済製品の下取りの実施 ○再資源化事業への参加、協力 ○生産者・販売者の責任による使用済製品の回収・リサイクルの実施・拡大 ○自己管理による資源物の分別・資源化の推進 ○飲食店等における食品リサイクルの実施
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみと資源物の分別についての分かりやすい広報、出前説明会の開催 ○新たな再資源化方策の検討・実施 ○集団資源回収への支援、参加促進 ○食品関連事業者に対する食品リサイクル法の広報・啓発 ○小規模事業所から排出される資源物の回収システム等の検討・実施 ○公共施設から排出する生ごみの再生利用の実施 ○拡大生産者責任の普及に関する生産・流通・販売業者への働きかけ ○家電リサイクル法等に基づくリサイクル制度の広報・啓発 ○市川市クリーンセンターにおける発電及び余剰電力の売却 ○余熱利用施設（クリーンスパ市川）の利用に関する広報

4-5 収集運搬プラン

(1) 家庭ごみの分別収集体制の見直し

① 効率的なごみ収集体制の検討

今後のごみ収集体制の整備にあたっては、社会情勢の変化等に適切に対応しつつ、地域ごとのごみ排出量を考慮し、収集効率の確保に努めます。

また、拠点回収や集団資源回収を含めた分別収集システム全体について、3Rの推進、効率性の確保、環境負荷の低減、コスト縮減等の観点から検証・評価し、ごみ収集回数、分別収集区分等の見直しを図ります。

② 戸別収集方式の導入検討

集積所（ステーション）収集方式は、ごみの排出者が特定しにくいことから排出マナーの悪化の温床にもなっており、ごみ集積所の清掃について一部の市民に負担が集中するなどの問題点もあるため、ごみの排出者が特定しやすく、ごみの排出者責任の徹底につながる「戸別収集方式」の導入の可能性について、市川市廃棄物減量等推進審議会において審議しました。

審議会からは、ごみ減量・分別に関する排出者の意識向上等の面で、期待される効果は大きいと考えられるものの、収集費用の大幅な増加が見込まれる等、導入の際には留意すべきことと、答申をいただいています。

このことについては、費用対効果や市民のニーズ等を十分考慮するとともに、全市民的な導入にこだわらず、対象を限定して導入することも含め、慎重に検討を進めます。

③ 高齢化社会等に対応した収集サービスの検討

高齢化社会等に伴い、ごみ集積所等へのごみ排出が困難な高齢者・障害者が増加しているため、令和2年（2020年）6月から「高齢者等世帯ごみ出し支援」を実施しています。

今後はごみが出ていなかった場合の声掛けによる安否確認等、高齢者等の見守りにも配慮した体制を強化するとともに、支援を必要としている世帯をもれなく支援できる体制を検討していきます。

④ 指定袋制の継続実施

家庭ごみの収集運搬にあたっては、分別排出の促進及び収集作業の安全性・効率性の確保のため、燃やすごみ等の指定袋制を継続します。

⑤ 収集運搬車両の低公害化

市の直営をはじめ、委託・許可業者の使用する収集運搬車両について、緊急時における収集体制の確保に配慮した上で、低公害車やバイオマス燃料の導入を促進し、温室効果ガスや大気汚染物質の排出削減を図ります。

(2) 不適正排出対策の強化

① 未然防止対策の強化

「指定ごみ袋を使用しない」、「排出日時を守らない」、「分別の状況が著しく悪い」といった基本的な排出ルールが守られていないケースが依然として多く見受けられることから、じゅんかんパートナー、自治会及び集合住宅の管理者等の協力を得て、基本的な排出ルールを周知するとともに、ごみ集積所のパトロールや排出指導等を通じてごみ集積所の管理を強化し、ルール違反の未然防止を図ります。

② ルール違反ごみへの対応の厳格化

基本的なルールに違反して排出されたごみについては、ごみの取り残し（収集しない）を徹底するとともに、ルール違反を繰り返す排出者への指導・罰則制度の導入を検討します。

③ 戸別収集方式の導入検討〈再掲〉

集積所（ステーション）収集方式は、ごみの排出者が特定しにくいことから排出マナーの悪化の温床にもなっており、ごみ集積所の清掃について一部の市民に負担が集中するなどの問題点もあるため、ごみの排出者が特定しやすく、ごみの排出者責任の徹底につながる「戸別収集方式」の導入の可能性について市川市廃棄物減量等推進審議会において審議しました。

審議会からは、ごみ減量・分別に関する排出者の意識向上等の面で、期待される効果は大きいと考えられるものの、収集費用の大幅な増加が見込まれる等、導入の際には留意すべきことと、答申をいただいています。

このことについては、費用対効果や市民のニーズ等を十分考慮するとともに、全市民的な導入にこだわらず、対象を限定して導入することも含め、慎重に検討を進めます。

(3) 排出者責任に基づく事業系ごみの収集運搬体制の確立

① 排出者責任による事業系ごみの収集運搬

事業系ごみの収集運搬については、事業者の排出者責任に基づき、事業者の自己処理又は収集運搬許可業者への委託による収集運搬体制とします。

なお、事業規模が小さくごみの排出量が少ない事業所については、負担抑制につながる対策を検討していきます。

② 事業系ごみの適正排出の確保

事業系ごみの一部については、ルールに違反して家庭ごみとして排出している実態があることから、事業系ごみの適正処理方法に関して、排出事業者への広報・啓発及び違反者への個別指導を行い、適正排出を確保します。

③ クリーンセンターにおける搬入物検査の強化

クリーンセンターへ搬入される事業系ごみの一部には、分別すれば容易に資源化が可能である古紙等の資源物や、搬入することのできない産業廃棄物の混入が認められることから、搬入時の検査・指導を強化し、資源化の誘導及び不適正なごみの搬入防止を図ります。また、資源物のクリーンセンターへの搬入規制等についても検討していきます。

(4) 不法投棄の防止と環境美化の推進

① 不法投棄の防止

生活環境を保全するため、定期的なパトロールの実施、不法投棄が行われやすい場所への警告・注意看板や監視カメラの設置を行うとともに、土地所有者、じゅんかんパートナー及び関係機関（警察、千葉県など）との連携した体制によって、不法投棄の防止を図ります。

② 環境美化の推進

ごみの散乱やポイ捨てのない美しいまちづくりを進めるため、自治会や清掃ボランティア団体等に対する清掃用具の貸与やごみ袋の配付等を通じて、地域における環境美化活動を支援します。

表4-3 収集運搬プランにおける市民・事業者・市の主な取組内容

主体	主な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○分別排出の実施 ○指定袋の使用等、ごみの排出ルールへの遵守 ○ごみ集積所（ステーション）の清掃 ○自治会、管理組合等による地域住民への適正排出の呼びかけ ○地域の環境美化活動への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○集合住宅の管理者（家主、不動産管理業者等）によるごみ集積所の適正管理、借主への分別排出ルールの伝達 ○指定袋製造認定業者等による指定袋の安定供給 ○排出者責任に基づく事業系ごみの適正な排出 ○ごみ収集車両の低公害化の実施
市	<ul style="list-style-type: none"> ○分別排出ルールについての市民への十分な説明 ○分別収集体制の見直し ○ごみの排出が困難な高齢者等への支援 ○指定袋の供給状況の把握、安定供給の確保 ○ごみ収集車両の低公害化の実施、収集運搬許可業者等への支援 ○ごみの排出状況の巡視、排出ルールの違反者に対する指導 ○事業系ごみの適正排出の指導 ○不法投棄の監視体制の整備 ○地域の環境美化活動への支援

4-6 適正処分プラン

(1) ごみ処理施設の検討・整備

① 安定したごみ処理体制の確保

稼働後約 30 年が経過するクリーンセンターの建替え事業については、災害復興や東京オリンピック・パラリンピック等の影響で建設費が高騰したことを理由に延期されていましたが、施設の老朽化等を踏まえ、事業を再開しました。

建替えにあたっては、効率的な熱エネルギーの回収等により環境負荷の低減に寄与すること、大規模な災害に対しても強靱な処理システムを構築することを目指します。

② 将来的な資源化体制の検討

新たな資源化品目の検討と併せて、ビン・カン等の資源物の中間処理施設をはじめとする将来的な資源化体制の整備に関して、民間事業者の活用を含めた検討を進めます。

(2) 中間処理施設の管理・運営

① クリーンセンターの適切な管理・運営

クリーンセンターにおいては、環境マネジメントシステム等に基づいた適正な管理・運営を行い、環境への負荷が少ない環境にやさしい施設を目指すとともに、安定したごみ処理の継続を図ります。

② クリーンセンターへの直接搬入の適正化

クリーンセンターにおいては、通常のごみ収集で排出が可能な少量の家庭ごみの持込みなど、一般車両による直接搬入が多く、受入れの対応が困難なことがあるため、直接搬入の抑制方策や受入体制の整備について検討・実施し、直接搬入の適正化を図ります。

③ 民間事業者を活用した資源物の中間処理

ビン、カン及びプラスチック製容器包装類の中間処理については、市内に処理施設を有する民間事業者に委託して処理を進めていることから、当面の間、民間事業者の施設を活用した処理を継続します。

(3) 最終処分体制の整備

① 焼却灰の再資源化の推進

焼却灰の処分については、最終処分への依存を低減するとともに、処分先の安定的な確保と資源化率の向上を図るため、民間事業者の資源化施設を活用した再資源化を推進します。

② 焼却灰等の最終処分先の確保

焼却灰や破碎残さの処分については、将来的に埋め立てによる処分からの脱却を目指す必要がありますが、計画期間内にこれを達成することは困難と考えられることから、最終処分場が立地する他市町村との調整を図り、それらの市町村に最終処分場を有する民間処分業者に委託することで最終処分先の確保を図ります。

(4) 緊急時におけるごみ処理体制の整備

① 災害時におけるごみ処理体制の強化

大規模な地震や水害等の災害が発生した場合には、被災建物のがれきや避難所からの廃棄物が大量に発生するほか、交通の途絶に伴って平常時のような収集が困難になることや、ごみ処理施設の機能にも重大な影響が生じることが想定されます。今後は令和元年に発生した台風第15号や第19号の教訓も踏まえ、災害廃棄物処理計画の実効性の向上と実施体制の強化を図ります。

② 緊急時の処理体制確保のための近隣市等との連携

大規模な災害や事故の発生等により、本市のごみ処理能力に不足等が生じた場合に備えて、県内市町村や近隣市（千葉市、船橋市、松戸市、柏市）との相互支援協定や民間事業者との協定を継続するとともに、さらなる連携の強化と広域的な協力体制の構築を図ります。

(5) 処理困難物・有害廃棄物対策

① 処理困難物・有害廃棄物への対応

各家庭や事業所から出るごみの中には、爆発、感染等の危険性のあるものや水銀等の有害物質を含むものなど、処理が困難なものがあります。

このような廃棄物については、拡大生産者責任に基づく製造事業者や販売事業者による回収・適正処理ルート確保を促進するとともに、公共収集しているもので爆発等の危険があるものについては、運搬や処理時に事故がおこりにくい収集方法に変更し、市民に対して、排出や処分方法に関する適切な情報提供に努めていきます。

また、国に対しても、製造事業者等による回収システムの整備について要望していきます。

② 在宅医療廃棄物の適正処理の推進

高齢化の進展等に伴う在宅医療の拡大により、注射針等の鋭利なものや感染の危険性のある在宅医療廃棄物の発生が増加が予想されることから、医療関係団体との連携により、在宅医療廃棄物の排出ルールの周知を図り、適正処理を推進します。

(6) 広域連携・新技術の調査研究

① 近隣都市等との広域連携

ごみ処理行政の広域連携について、ごみ処理及び再資源化の各分野に関して、処理施設の共同設置・共同利用などの可能性を含めて、近隣市等と協力して調査研究を進めます。

② 新技術の調査研究

廃棄物処理の技術については、年々、技術革新が進んでいることから、新たな処理施設の整備等に備えて、常に最新技術の調査・研究を行い、そのための情報収集、調査・研究成果の蓄積を図ります。

表4-4 適正処分プランにおける市民・事業者・市の主な取組内容

主体	主な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○中間処理及び最終処分の実態についての理解 ○処理困難物の製造・販売事業者への引き取りの依頼 ○有害ごみや在宅医療廃棄物の適正な排出
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○資源物の中間処理事業への参画 ○製造事業者等による処理困難物の回収、下取りの実施 ○緊急時におけるごみ処理体制への協力 ○医療関係機関による在宅医療廃棄物の引き取り処分への協力・実施
市	<ul style="list-style-type: none"> ○焼却灰の再資源化方策の検討、再資源化の実施 ○最終処分先の確保、最終処分先の地元市町村との連絡調整、最終処分場の管理状況の確認 ○近隣市等との連携による緊急時のごみ処理体制の確保 ○災害廃棄物処理計画の策定・充実 ○処理困難物の処分方法についての情報提供 ○在宅医療廃棄物の排出ルールの周知 ○近隣市等との情報交換・協力 ○広域連携・新技術の調査研究の実施

4-7 市民参加・情報共有プラン

(1) ごみ処理行政への市民参加・3Rに関する環境学習の推進

① 市の施策検討、具体化、評価等への市民参加の推進

市の廃棄物やリサイクルに関わる施策の検討、具体化、評価等を行うにあたっては、広く意見を募るパブリックコメントや、市民・事業者により構成する循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）等を活用し、様々な立場の市民による責任を伴った参加を推進します。

また、NPOやボランティア組織の他、消費者団体や事業者等、多様な主体との連携を図っていきます。

② じゅんかんパートナー制度の活用

循環型社会の構築に取り組む地域コミュニティの形成を図るため、廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）制度を活用し、地域を中心とした活動の活性化を図るとともに、地域活動を担う人材の育成を推進します。

また、じゅんかんパートナーや自治会等が、地域コミュニティを基盤に3R活動を推進する際の支援を強化し、自発的な市民活動を促進していきます。

③ 清掃行政協力者表彰制度の充実

市民等の自主的な活動により、ごみの減量や環境美化等の推進に功績のあった団体及び個人を表彰する清掃行政協力者表彰制度については、表彰の対象範囲を広げるなど、制度の充実を図るとともに、功績のあった取り組みを広く市民に周知していくことを通じて、市民、事業者の自主的な取り組みを促進します。

④ 3Rに関する環境学習の推進

循環型社会の構築を支える担い手づくりを進めるため、学校や公民館等における出前講座の開催、市内及び近隣のリサイクル関連施設やごみ処理施設の見学会の開催などにより、学校や地域における3Rに関する環境学習を推進します。

あわせて、ごみ減量やリサイクルの施策を子供たちや市民の方々から提案していただくような、市民参加につながる環境学習について検討していきます。

(2) ごみ処理に関する情報共有の推進

① 広報紙・ホームページ等による情報発信

循環型社会の構築に向けた取り組みを進めるためには、市民、事業者、行政が、それぞれの具体的な行動に結びつく情報や時事に応じた関心の高い情報を共有することが重要です。

そこで、広報いちかわ、ホームページ、じゅんかんニュースをはじめとする様々な広報媒体を活用して、3R・ごみ処理に関する情報を分かりやすく発信していきます。

② 出前説明会の開催

普及啓発活動の実効性を確保するためには、紙面等を媒体にした文字による情報の伝達だけでなく、市民、事業者、行政のお互いの顔が見えるかたちでコミュニケーションを進めていくことが重要です。

そこで、出前説明会の開催をはじめ、イベントへの出展、地域行事への参加など、現場に根ざした普及啓発活動を展開し、3R・ごみ処理に関する環境コミュニケーションを推進します。

③ じゅんかん白書の発行

各年度における清掃事業の実績及び施策の実施状況等についてまとめた「市川市じゅんかん白書」を発行します。

なお、白書の内容については、市民が理解しやすいものとなるように、毎年見直しを図ります。

④ ごみ分別ガイドブックの配布

ごみと資源物の分け方、出し方などを記載した「ごみ分別ガイドブック」の冊子や「資源物とごみの分け方・出し方」のリーフレットを作成・配布します。

ガイドブック等については、直近の排出ルールの変更などの機会に合わせて内容の見直しを図るとともに、全世帯への配布を検討します。

⑤ 転入者・自治会未加入世帯・外国人への情報の周知

本市の地域特性や市民の多様なライフスタイルに対応して、じゅんかんパートナー、自治会及び集合住宅の所有者・管理者などと協力して、転入時における指定ごみ袋のサンプルの配布やごみ分別ガイドブックの戸別配布など、転入者や自治会未加入世帯への効果的な情報の伝達手法を検討し、実施していきます。

また、ICTを活用した広報啓発や、外国人向けの多言語による情報提供、ユニバーサルデザインの導入等を検討します。

表4-5 市民参加・情報共有プランにおける市民・事業者・市の主な取組内容

主体	主な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○市の施策検討、具体化、評価等への参加 ○地域コミュニティにおける活動への参加 ○環境学習への参加、協力 ○施設見学会、出前説明会等への参加 ○広報いちかわやじゅんかん白書等によるごみ処理事業の現状の把握
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○市の施策検討、具体化、評価等への参加 ○地域コミュニティにおける活動への参加・支援 ○環境学習活動や市の広報活動への協力 ○広報いちかわやじゅんかん白書等によるごみ処理事業の現状の把握
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市の施策検討、具体化、評価等への市民参加の推進 ○じゅんかんパートナー、NPO、ボランティア等との連携 ○地域活動を担う人材育成と地域コミュニティへの支援 ○清掃行政協力者表彰制度の充実 ○環境学習事業の実施 ○施設見学会の開催等によるごみの中間処理と最終処分の実態の普及啓発 ○広報いちかわ、ホームページ、じゅんかんニュース等による分かりやすい広報活動 ○出前説明会等の開催による市民への広報・啓発 ○じゅんかん白書の作成と公開 ○分別ガイドブックの作成、配布 ○集合住宅の管理者（不動産業者等）との連携による市民への情報の周知